

令和年 月 日

受付印

※処理事項

通信用紙付印

確認

整理番号

事務所

区分

管理番号

申告区分

法人番号

申告年月日

年 月 日

所在地

（本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記）

（電話）

事業種目

前期末現在の資本金の額
又は出資金の額

兆 十億 百万 千 円

（ふりがな）

前期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

（ふりがな）

代表者氏名

（ふりがな）

経理責任者氏名

前期末現在の
資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の

道府県民税
特別法人事業税

の予定申告書

※

事業税				道府県民税						
前事業年度の事業税額（63の金額）				⑧	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業										
所得割額（64× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑨	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額（65× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑩						00
資本割額（66× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑪						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業										
収入割額（67× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑫	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										
所得割額（68× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑬	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額（69× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑭						00
資本割額（70× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑮						00
収入割額（71× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑯						00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業										
付加価値割額（72× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑰	兆	十億	百万	千	円	00
資本割額（73× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑱						00
収入割額（74× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				⑲						00
特別 業 法 人 税	前事業年度の特別法人事業税額（85の金額）			⑳						00
	特別法人事業税額（20× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）			㉑						00
予 定 申 告 税 額 （9+10+11+12+13+14+15+16+17+18+19+21）				㉒						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額				㉓						00
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額 ㉒-㉓				㉔						00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				㉕						
前事業年度の法人税割額（36の金額）				①	兆	十億	百万	千	円	00
予 定 申 告 税 額 （1× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ）				②						00
この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額				③						00
この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③				④						00
均 等 割 額	算定期間中において 事務所等を有していた月数			⑤	月					
	円× $\frac{⑤}{12}$			⑥						兆
この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥				⑦						00
この申告の期間					・ ・					
前事業年度の期間					・ ・					
通算親法人の事業年度の 期間					・ ・					
備考										
関与税理士 署 名					（電話）					

第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）「」

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名														
前事業年度の事業税額の明細										前事業年度の法人税割額の明細										
摘 要		課 税 標 準		税率 (100)		税 額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		②6		兆 十億 百万 千 円 ()								
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																				
所得割	所得金額総額	③7	兆 十億 百万 千 円						法 人 税 割 額	②7										
	所 得 金 額	③8					兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額	②8										
付加価値割	付加価値額総額	③9							税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額	②9										
	付 加 価 値 額	④0					兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額の控除額	③0										
資本金割	資本金等の額総額	④1							外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	③1										
	資 本 金 等 の 額	④2					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税 割 額 の 控 除 額	③2										
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業																				
収入割	収入金額総額	④3	兆 十億 百万 千 円						租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	③3										
	収 入 金 額	④4					兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 ②7-②8+②9-③0-③1-③2-③3	③4										
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																				
所得割	所得金額総額	④5	兆 十億 百万 千 円						差 引 法 人 税 割 額 ③4-②9-③5	③6										
	所 得 金 額	④6					兆 十億 百万 千 円		前事業年度の特別法人事業税額の明細											
付加価値割	付加価値額総額	④7							法第72条の2第1項第1号に掲 げる事業の基準法人所得割額	⑦5	兆 十億 百万 千 円		0.0							
	付 加 価 値 額	④8					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (⑦5× / 100)	⑦6										
資本金割	資本金等の額総額	④9							法第72条の2第1項第2号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦7			0.0							
	資 本 金 等 の 額	⑤0					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (⑦7× / 100)	⑦8										
収入割	収入金額総額	⑤1							法第72条の2第1項第3号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑦9			0.0							
	収 入 金 額	⑤2					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (⑦9× / 100)	⑧0										
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																				
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆 十億 百万 千 円						法第72条の2第1項第4号に掲 げる事業の基準法人収入割額	⑧1			0.0							
	付 加 価 値 額	⑤4					兆 十億 百万 千 円		同上に対する特別法人事業税額 (⑧1× / 100)	⑧2										
資本金割	資本金等の額総額	⑤5							合計特別法人事業税額 (⑦6+⑦8+⑧0+⑧2)	⑧3										
	資 本 金 等 の 額	⑤6					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	⑧4										
収入割	収入金額総額	⑤7							租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額	⑧5										
	収 入 金 額	⑤8					兆 十億 百万 千 円		納付すべき特別法人事業税額 ⑧3-⑧4-⑧5	⑧6										
合計事業税額 ③8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8										⑤9										
事業税の特定寄附金税額控除額										⑥0										
仮装経理に基づく事業税額の控除額										⑥1										
租税条約の実施に係る事業税額の控除額										⑥2										
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2										⑥3										
⑥3の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																			
	所得割	⑥4	兆 十億 百万 千 円						付加価値割	⑥5	兆 十億 百万 千 円									
	資本金割	⑥6							収入割	⑥7										
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																			
	所得割	⑥8	兆 十億 百万 千 円						付加価値割	⑥9	兆 十億 百万 千 円									
	資本金割	⑦0							収入割	⑦1										
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																			
								付加価値割	⑦2	兆 十億 百万 千 円										
	資本金割	⑦3	兆 十億 百万 千 円						収入割	⑦4										